

便利帳2023

CONTENTS

摂津市では、産業振興及び経済の活性化を図るため、事業者の皆様を支援するための各種制度を設けております。

-
- P1 トピックス
(割増賃金引き上げ／育児休業の取得状況公表義務／インボイス制度)
-

商工業振興関連施策

- P4 1.摂津市企業立地等促進制度
P6 2.摂津市中小企業事業資金融資
P8 3.摂津市環境改善事業資金融資
P9 4.摂津市起業者融資補助金
P10 5.摂津市起業支援メニュー
P11 6.摂津ビジネスサポートセンター
P12 7.創業促進テナント賃借料補助制度
P13 8.摂津市中小企業育成事業補助金
P14 9.中小企業経営改善支援コンサルタント派遣
10.小規模修繕工事希望者登録制度
P15 11.摂津市ビジネスマッチングフェア
P16 12.中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度
P19 13.摂津市商工業活性化補助金
14.セッピィスクラッヂ発行事業
P20 15.先端設備導入計画
-

雇用・労働

- P21 1.摂津市パートタイマー等退職金共済制度
P23 2.就職面接会
3.摂津市障害者雇用助成金
P24 4.みんなで学ぶワークルールセミナー
-

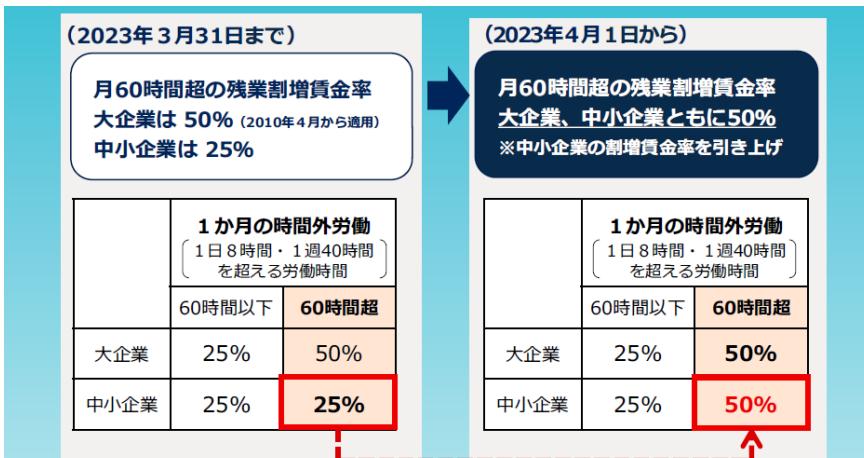
その他

- P25 1.各種相談業務について
2.摂津市物産品展示コーナー¹
P26 3.各課からのお願い
P29 4.摂津地区人権推進企業連絡会
P30 5.摂津市商工会のご案内
P32 6.その他の支援情報等

令和5年（2023年） 法改正等のお知らせ

1.労働基準法改正 | 月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

令和5年（2023年）4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、大企業・中小企業を問わず一律「50%」となります。



The diagram illustrates the change in the overtime wage rate for working more than 60 hours per month. On the left, under '(2023年3月31日まで)', it shows the current rates: Large companies at 50% and small/mid-sized companies at 25%. On the right, under '(2023年4月1日から)', it shows the new rates: Both large and small/mid-sized companies at 50%. A red box highlights the 25% rate for small/mid-sized companies in the old table, and another red box highlights the 50% rate for both company types in the new table.

▶ 2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。



詳細は、右のQRコードよりリーフレットをご確認ください。

2. 育児・介護休業法改正 | 育児休業の取得状況の公表を義務付け

令和5年（2023年）4月1日から、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上がご登録されています。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表し、自社の実績をPRしてください。



「両立支援のひろば」

詳細は、右のQRコードよりリーフレットをご確認ください。



3.令和5年（2023年）10月インボイス制度が始まります！

インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



詳しくは



国税庁HPインボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要に関する各種資料、申請手続に関することやQ&A等を掲載しています。
登録申請書を提出してから登録通知までの期間の目安を確認できます。

特設サイト



インボイスセンター

0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しております。
※個別相談は所轄の税務署にお電話ください。



各種補助金のお知らせ

インボイス制度に対応するためのソフト・ハード等の導入費用等にIT導入補助金による支援があります。

IT導入補助金
リーフレット



小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



国 税 庁 【法人番号】7000012050002

商工業振興関連施策

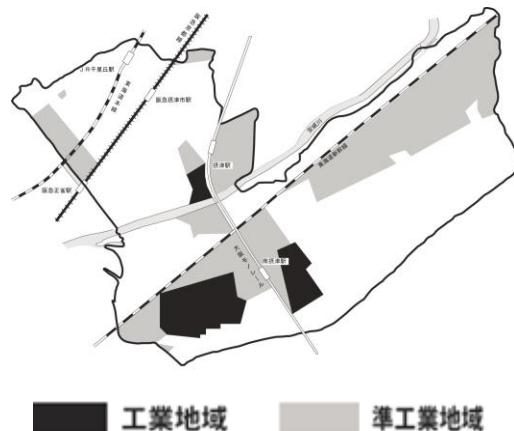
1. 摂津市企業立地等促進制度 ～新たな投資を応援します！～

概要

事業所の新築・建替・増築に係る当該の土地購入・新設家屋・同施設内に設置する設備に課税される固定資産税（土地・家屋・償却資産）の1/2を5年間、奨励金として交付します。

また、環境充実の支援策として、太陽光発電装置・事業所内保育施設・特例子会社等の設置など特別な資産（特例償却資産）は、固定資産納税額の全額を交付します。

平成29年度（2017年度）の制度改正で面積要件を緩和し、企業規模に関係なく利用いただきやすくなっています。また、健都イノベーションパークへの進出を目指す企業の設備投資の支援など、制度の充実を図っています。



内容

- ◎ 固定資産税額の1/2を5年間交付（年間奨励金は1事業者につき1億円まで）※都市計画税は対象外
- ◎ 下記の特例償却資産（設備投資の金額制限なし）の導入については、償却資産の固定資産税額の全額を交付

1. 太陽光発電装置
2. 事業所内保育施設に設置する設備
3. 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律44条に規定する認可を受けた施設）に設置する設備
4. その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めたもの

申請方法

企業立地等促進制度の利用検討の段階で、産業振興課までご相談ください。

- 《申請から交付まで》
- ①事業計画の作成
 - ②摂津市産業振興課と協議
 - ③指定申請を行う（市の審査及び指定決定）
 - ④工事着手・完了
 - ⑤操業の開始届を提出（市の現地確認）
 - ⑥固定資産税の納付
 - ⑦奨励金の交付申請（市の審査及び交付決定）
 - ⑧奨励金の請求（市から奨励金の交付）
 - ⑨～⑧を繰り返す（最長5年間）

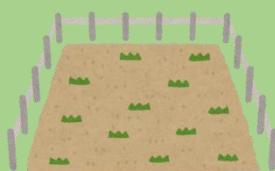


対象

営利を目的として営む法人（小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く）であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備（償却資産）を設置をする事業所

1. 土地

自己の事業に供する建物の建築などで新たに土地購入する場合、土地取得日から建設工事着手まで2年未満の土地が対象（面積要件なし）



2. 建物（新築・建替）

自己の事業に供する建物の新築・建替をする場合、新たな建物部分の延床面積が100 m²以上の家屋が対象



3. 建物（増築）

自己の事業に供する建物の増築をする場合、新たな建物部分の延床面積が100 m²以上の家屋が対象



4. 設備（償却資産）

◎奨励金の交付対象となる新たな建物部分に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した設備全てが対象。
(金額要件なし)

◎既存施設に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した一定の設備が対象（取得額が3,000万円以上の償却資産が対象）



5. 建物（増築）

太陽光発電装置や事業所内保育施設・障害者雇用を推進する特例子会社などに設置する設備

該当部の奨励金額を
2分の1から全額へ



その他

◎指定を受けた場合、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること
◎借地の場合は家屋と償却資産（設備）、賃貸入居の場合は償却資産（設備）を対象とする

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課

☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは
摂津市 次世代育成部 こども教育課
☎ 06-6383-1184



2. 摂津市中小企業事業資金融資 ～完済後に保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内で事業を営む中小企業者の方が、金融機関から事業に必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 1,000万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

◎融資条件

資金使途	融資期間	貸付利子	返済方法	信用保証料	連帯保証人
運転資金	600万円以内 5年以内	5年以内 固定0.8%	毎月元金均等分割返済 (据置期間6ヶ月以内)	信用保証協会が定める利率 (年0.5%~2.2%以下) の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ
設備資金	600万円以上 7年以内	5年超 固定1.0%			

◎補給金について

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給します。

取扱金融機関

◎尼崎信用金庫	摂津支店	☎06-6389-2241	◎北おおさか信用金庫	正雀支店	☎06-6381-4481
◎池田泉州銀行	摂津支店	☎06-4862-0055		千里丘支店	☎06-6388-1441
	千里丘支店	☎06-6330-2851		鳥飼支店	☎072-654-4600
◎関西みらい銀行	千里丘駅前支店 正雀支店 鳥飼支店	☎06-6389-1271 ☎06-6382-3801 ☎06-6382-3801	◎京都銀行	摂津支店	☎06-6318-2611



対象

市内（原則として同一場所）で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

（注）小規模企業者とは、

常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。（法施行令第1条の特定事業を行うもの）

«融資対象業種»

- | | |
|--|--|
| ① 製造業
(物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む) | ⑩ 倉庫業
(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む) |
| ② 鉱業 | ⑪ 印刷業 |
| ③ 土石採取業 | ⑫ 出版業 |
| ④ 木材伐出業 | ⑬ 飲食店業 |
| ⑤ 建設業 | ⑭ 保険媒介代理業 |
| ⑥ 物品販売業
(動植物、その他普通に物品といわぬものの販売業を含む) | ⑮ サービス業
(申込み出来ない業種もありますので、窓口でご相談ください) |
| ⑦ 不動産業 | ⑯ 郵便業 |
| ⑧ 運送業 | ⑰ 電気通信業 |
| ⑨ 通運業 | ⑱ 電気・ガス・熱供給・水道業 |

申込

◎申込手続は、必ず代表者ご本人が行ってください。

◎申込は、随時、窓口で受付を行っています。

ただし、融資額が一定の額に達したときは、申込み受付を中止することがあります。

◎市の中小企業事業資金融資には規定の金利・信用保証料以外の手数料は一切必要ありません。

※下記のいずれかに該当する場合は、この制度を利用できません。

- ◎農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に遅延等の債務不履行等がある場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎銀行取引停止処分を受け2ヶ年を経過していない場合（原則として、第1回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合も含む）
- ◎許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録を受けていない場合
- ◎原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ◎暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- ◎借換、転貸資金及び融資対象設備を摂津市外に設置する場合

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362
摂津市商工会 ☎06-6318-2800

3. 摂津市環境改善事業資金融資

～保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内の準工業地域で事業を営む中小企業者の方が、公害の防止など環境改善に資する設備の導入に際して、金融機関から必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 300万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

300万円を超える設備導入の場合は、摂津市中小企業事業資金融資（限度額1,000万円）と併せてお申込みいただけます。合算での融資限度額は1,300万円となります。

◎融資条件

資金使途	融資期間	貸付利子	返済方法	信用保証料	連帯保証人
設備資金	5年以内	固定0.8%	毎月元金均等分割返済 (据置期間6カ月以内)	信用保証協会が定める利率 (年0.5%～2.2%以下)の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ

※合算で利用される場合は、摂津市中小企業事業資金融資の融資条件となります。

◎資金使途

環境（騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁等）の改善に資する設備資金

ex. 防音パネルの設置、低騒音型・低振動型各種機械への買替、集塵装置・ろ過装置等の設置等

※申込時の注意

- 申込金額は、見積書金額内となるため、最終見積書が出た時点でお申し込みください。
- 見積書、事業計画書などにより環境改善に資する設備か判断する審査があります。

対象

市内（原則として同一場所）で6カ月以上引き続き同一事業を営む企業者のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域に事業所を有し、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※ 確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

※ 対象業種については、「摂津市中小企業事業資金融資」の要件と同様です。

（注）小規模企業者とは、

常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。（法施行令第1条の特定事業を行うもの）

4. 摂津市起業者融資補助金

～起業をサポートします！～

概要

市内で創業を志す方や創業して5年を経過していない方が、補助対象金融機関が提供する起業者向け融資メニューを利用された場合に、一律5万円を補助することによって、起業をサポートしています。

内容

◎補助額 一律5万円 ※1 起業者につき1回限り



対象

市内で創業を志す方、もしくは、創業して5年を経過していない方で、補助対象金融機関が提供する起業者向け融資を受けた方

«補助対象起業者向け融資»

池田泉州銀行	創業応援ローン「夢ひろがる」
関西みらい銀行	創業支援ファンド「トライG」「ティクオフ」
北おおさか信用金庫	創業支援融資商品「始めくん」「北おおさかスタートローン」
日本政策金融公庫	「新規開業資金」（新企業育成貸付）等

※いずれも、融資額が50万円以上かつ返済回数が12回以上のものに限る。

申込

摂津市補助金交付申請書（窓口にて）に、以下の書類を添えて提出

◎対象融資の実行が確認できる書類

池田泉州銀行	「ご融資明細書」、「融資取引明細書」など
関西みらい銀行	「ご返済予定表」など
北おおさか信用金庫	「融資取引明細書」「取引明細照合票」「ご返済予定表」など
日本政策金融公庫	「支払額明細書」など

◎市内で営業を営んでいることを証することができる書類

- ・開業届
- ・履歴事項全部証明書
- ・賃貸契約書（事業所用であることがわかるものに限る）など

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

5. 摂津市起業支援メニュー

～起業をサポートします！～

概要

産業競争力強化法に基づき地域の創業を促進させるために、民間事業者等（市商工会、金融機関）と連携して創業支援事業計画を立て、市内での創業を応援しています。

内容

◎ 「創業サポート総合相談窓口」の設置

市内2か所（摂津市産業振興課及び摂津市産業支援ルーム）に「創業サポート総合相談窓口（ワンストップ窓口）」を設置し、創業前後に活用できる支援制度やセミナー等の情報提供、関係機関の紹介等を行い、創業にかかる問題解決をサポートしています。まずはご相談ください。

◎ 「専門相談窓口」の設置 ※特定創業支援事業

より専門的な相談・支援を継続的に受けることができるよう、摂津市商工会と日本政策金融公庫吹田支店、株式会社池田泉州銀行摂津支店に「専門相談窓口」を設置しています。

◎ 創業関連セミナーの開催 ※特定創業支援事業

事業計画書の作成をはじめ、起業に必要なスキルが習得できる「創業関連セミナー」を開催しています。

※特定創業支援事業とは

「特定創業支援事業」とは、創業にかかる「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援のことです。

この4項目について、1ヶ月以上の期間、かつ4回以上（少なくとも1項目につき1回以上）の相談・支援を受けた方は、「特定創業支援により支援を受けたことの証明書」の交付が受けられ、下記のような優遇を受けることができます！

①法人を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます！

株式会社・合同会社：資本金の0.7% ⇒ 0.35%、合名・合資会社：1件につき6万円 ⇒ 3万円

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることができません。

※摂津市の証明書をもって他の市区町村で創業又は会社を設立する場合は、対象となりません。

②創業関連保証の利用対象が拡大されます！

創業2か月前 ⇒ 創業6か月前から利用可能に！

③日本政策金融公庫が提供する「新創業融資制度」の自己資金要件がなくなります！

創業資金総額の10分の1以上の自己資金が必要 ⇒ 自己資金要件はありません！

④摂津市が行う「摂津市中小企業育成事業補助金」「中小企業経営改善支援コンサルタント派遣」の申請要件が緩和されます！

市内創業後1年以上の方 ⇒ 創業後すぐに利用可能！

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

6. 摂津ビジネスサポートセンター ～経営に関する課題や悩みをご相談ください！～

概要

摂津市では、市内事業所の皆さまが経営に関する課題や悩みについて、相談をしていただけるビジネスサポートセンターを開設しています。

業態転換への支援、新たな販路開拓、新製品開発の支援等、さまざまな相談にお応えいたします。令和5年度（2023年度）からは、相談予約が取りやすいように相談の上限（年間6回）を定めるとともに、相談者の事情に応じて開設日以外でも特別枠※にて、市内事業者の相談ニーズに柔軟に対応します。女性経営者の方でも相談していただきやすいように女性専門家を配置し、また、これから創業を考えている方でも気軽にご相談いただけるよう相談体制の充実を図っています。

本センターでは、自社の強みや課題点、また、今後の創業に向けた計画等を整理していただくことから始めていきます。

また、本センターで新商品開発の指導を受け、商品開発を実現されました市内中小事業者は、「新商品開発支援補助金」（上限10万円/補助率1/2）をご活用いただくことも可能です。経営のお悩みがございましたら、是非一度、ご相談ください。

場所・時間

南千里丘別館4-35 3階 ビジネスサポートセンター
毎週火曜日・木曜日（祝日、年末年始除く） 9時から17時まで
※特別枠は、センター長及び職員が判断して、相談者と相談して設定します。

相談方法

- ・電話（06-6170-6411）
- ・メール（ss-b-support@siren.ocn.ne.jp）
- ・ホームページ

のいずれかで相談を予約のうえ、センターへ来所ください。
相談時間 1回あたり90分間（無料）

- 1 10時から11時30分まで
- 2 13時から14時30分まで
- 3 15時から16時30分まで



対象

摂津市内で事業を営んでいる法人・個人事業主

※業種は問いません。

今後市内で事業を志す方でも相談可能です。



ビジネスサポートセンター
ホームページ

センター連絡先

ビジネスサポートセンター ☎06-6170-6411
E-mail : ss-b-support@siren.ocn.ne.jp

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

7. 創業促進テナント賃借料補助制度

～飲食店創業とその後の事業継続を支援します～

概要

市内で飲食店を創業する個人または新たに設立する法人に対し、創業とその後の事業を継続していただけるよう、テナント賃借料の一部を補助する制度です。

内容

- ◎補助額：テナント賃借料（共益費及び消費税除く）の2分の1、上限5万円/月
- ◎補助期間：事業開始から6か月分（商店会等の商業団体に加入する場合は12か月分）
※補助申請者は、中小企業経営改善コンサルタントの助言を受けること。
※初めて開設する店舗・事務所等の賃借料であること。



対象

次の1～7のいずれにも該当する方が対象です。

- 1.摂津市内で飲食店の店舗を賃借し、個人または新たに設立した中小企業の会社として創業しようとする者、または創業して5年を経過していない者（ただし、他の者から事業を継承するものは除く）。
- 2.飲食業を営む者であること。
- 3.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する事業を営むものでないこと。
- 4.過去に、この制度に基づく同一の補助対象経費に対する補助金の交付を受けていないこと。
- 5.補助金の申請を行う時点において、補助を申請する事業以外の職業（アルバイト、日雇い労働等を含む）に従事しておらず、かつ、補助の対象となる期間において補助対象事業以外の職業に従事しないこと（短期大学、大学、大学院に在籍する者は除く）。
- 6.市税を滞納していないこと。
- 7.その他市長が不適当と認める創業でないこと。

申込

申請をお考えの方は、まずは産業振興課へご相談ください。中小企業経営改善支援コンサルタントの指導を受け、事業計画書を作成し、下記必要書類とともに市へご提出いただく必要があります。

- 1.事業計画書
- 2.収支予算書
- 3.賃貸契約書の写し
- 4.市税の納税証明書又は非課税証明書
- 5.登記事項証明書及び法人設立（開設）届出書の写し
- 6.商店街において創業する場合にあっては、当該創業に対する当該商店街の代表者の同意書又は商店街に加入したことを証明できるもの
- 7.フランチャイズチェーン店を創業する場合にあっては、フランチャイズチェーン契約をしたことが確認できる書類
- 8.学生が創業する場合にあっては、在学を証明することができる書類
- 9.創業後5年未満の者のうち、個人で開業しているものにあっては、個人事業の開業・廃業等届出書

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

8. 摂津市中小企業育成事業補助金 ～展示会出展・人材育成に活用できます！～

概要

市内中小企業者が企業価値や資質の向上をめざし、積極的に能力開発や商品研究、販路開拓などに取り組むために参加した指定の研修や展示商談会などに要した費用の一部を補助しています。

内容

補助対象となる研修や展示会・商談会の参加に要した費用のうち2分の1を補助します。ただし、1年度中、1中小企業者につき合計5万円を上限とします。

※常設展示等で月々に一定額の展示料が発生する場合は、1か月分を補助します。

※各事業における研修費、出展料が補助対象経費であり、附隨的に発生する諸費用については、補助対象外となります。

対象

市内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者で、下記の補助対象となる研修会や商談会を利用された方

展示会・商談会については幅広く補助対象としていますが、補助金申請前にご相談ください。

- ◎中小企業大学校関西校が実施する研修
- ◎ポリテクセンター関西が実施する研修
- ◎府立高等職業技術専門校が実施するテクノ講座への受講
- ◎各種展示会・商談会

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



9. 中小企業経営改善支援コンサルタント派遣 ～経営の改善や新たな取り組みに！～

概要

市内事業者に対して、経営改善のためのコンサルタントを派遣しています。コンサルタントによる指導・助言を行うことにより、中小企業の経営改善及び振興を支援しています。

内容

中小企業診断士などの資格を持ち、派遣先事業所の業務内容に精通したコンサルタントを派遣します。

- ◎ 派遣回数は最大3回です。
- ◎ 事業主との面談・決算関係資料の分析・現場視察などを通じて、事業の実態を把握します。
- ◎ 口頭での助言だけでなく、報告書を作成し、書面で助言を行います。

対象

市内で引き続き1年以上事業を営み、積極的に経営の改善に取り組む姿勢を持ち、コンサルタントの派遣を希望する中小企業者

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



10. 小規模修繕工事希望者登録制度 ～小規模修繕工事の受注機会拡大に！～

概要

市が発注する小規模な修繕工事契約（おおむね90万円未満）を希望する方を登録し、業者選定の際に積極的に対象とすることで、市内の小規模事業者の受注機会を拡大することを目的としています。

対象

市内に主たる事業所を有する方で、市の入札参加有資格者名簿に登録されていない方
※事業形態（個人・法人）や建設業の許可の有無・経営規模・従業員数は問いません。

問合せ

摂津市 総務部 財政課 ☎06-6383-1329

11. 摂津市ビジネスマッチングフェア

～企業間連携・新たな販路開拓に！～

概要

「企業間連携」をテーマに、販路開拓やビジネスチャンスを創出する場として産業振興連携協定を締結している摂津市・摂津市商工会・北おおさか信用金庫・きたしん総合研究所と「ビジネスマッチングフェア」を開催しています。

令和4年度（2022年度）は、9回目となるフェアを3年ぶりに市立コミュニティプラザにて会場開催し、市内事業者を中心に57社70名に参加いただきました。過去に本フェアにご参加いただいた事業者からは、実際に本フェアをきっかけに取引へ繋がったとのお声もいただいています。

摂津市は、市域に4,000 を超える事業所が所在し、北摂きっての、さらには大阪府下でも有数の「産業のまち」であります。優れた技術を持ち、それぞれの分野で大きなシェアを占める企業も数多く活躍されています。このような特性を更に伸ばすべく、ものづくり企業がそれぞれの自慢の製品や技術を持ち寄られ、相互交流や情報交換を通じて新たなアイディアや機会を得られるようなビジネスイベントを今後も開催していきます。

※令和5年度（2023年度）は令和6年（2024年）2月上旬での開催を予定しています。

開催内容は、決定次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。

**コロナを乗り越え！業種や地域を超えた連携！
ビジネスの交流が生み出す新たなビジネスチャンス！**

**参加費
無料
定員
100名**

摂津市
ビジネスマッチングフェア

摂津市では、市内企業の連携・販路開拓につながる機会として、ビジネスマッチングフェアを開催します。第Ⅰ部では、国立環境研究所センターが企業と連携して普及をすすめる「かるしむお」認定事業とものづくり企画から「ライフスタイルカーバニー」として成長させたD2Cブランディングについてご講演いただきます。第Ⅱ部では、交流会と商談会、希望企業による「企業紹介プレゼンテーション」を開催します。市内企業の紹介、近隣都市の企業の皆さんも気軽にご参加ください。

日時 令和5年 2月 10日(金) 15:00～18:00
場所 摂津市立コミュニティプラザ 3階コンベンションホール
参加費 無料 **定員** 100名 **申込期限** 1月 23日(月)

第Ⅰ部 講演 (15:00～16:00)
講演① 潤進食食品の市場動向とかるしむお認定商品の店舗事例について
講演② 「お譲り freund」カラースタイルでデザインする会社
株式会社東京製作所
代表取締役社長 友安 啓則 氏
 高校からのアメリカへ留学、City University of Seattleにて M.B.A. を取得。
 2004年に「お譲り freund」の会社設立。日本では、竹内義之氏との共同開発で、2016年「お譲り freund」の会社設立。2016年代表取締役社長に就任。
 東京、大阪、福岡にて、インクジェットプリント機器の販売を行なっています。

第Ⅱ部 交流会・商談会・企業紹介プレゼン (17:00～18:00)
企業商談会：事前に商談希望した企業同士の商談会
企業紹介プレゼンテーション：希望企業による企業紹介プレゼン（5分・8社まで）※会員多頭の場合は主催者による参考

開催地 摂津市生活環境部産業振興課
摂津市商工会
北おおさか信用金庫 千里丘支店 06-6388-1441
正雀支店 06-6381-4481
島原支店 072-654-4600

申込 裏面の参加申込書をFAXしていただくか、
 摂津市商工会のホームページから直接お申込みください。

主催：摂津市・摂津市商工会・北おおさか信用金庫 共催：(株)きたしん総合研究所

摂津市生活環境部産業振興課 FAX 06-6319-5068
 摂津市商工会 FAX 06-6318-2555
 北おおさか信用金庫 業務推進部地域支援室 FAX 072-621-9368

* 参加申込はホームページから直接申込みをしてください。[摂津市商工会](#)で検索してください。

FAXはメール転送などトラブルが多いので、できるだけホームページからの直接申込みをおススメいたします。

※ご記入頂きました会社名・P.R等は参加者様に一覧として事前配布いたします。
 (※多数の場合は主催者により選考いたします。)

※第Ⅱ部の企業紹介プレゼンテーションは5分間・8社まで募集いたします。

※第Ⅱ部の企業商談会は申込締切以降に商談希望企業を募集、当日会場にてアナウンスいたします。

申込期限 令和5年1月23日(月)

参加申込書

フリガナ		TEL	
会社名			
住 所	〒		
参加者	氏名	部署	役職名
	氏名	部署	役職名
	氏名	部署	役職名
※ メール	@		
※申込後に宛付確認メールを送りますのでご記入ください。			
業 権			
売り込みたい商材・技術・サービス等 (30文字程度)			
詳しくしている商材・技術・サービス等 (30文字程度)			
第Ⅱ部 企業紹介プレゼンテーション (各企業5分・8社まで) ※会員多頭の場合は主催者により選考します			1 希望する 2 希望しない

事務局使用欄

□摂津市 □摂津市商工会 □北おおさか信金 □きたしん総研

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

12. 中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度

～知名度向上と販路開拓に！～

概要

摂津市と摂津市商工会が中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会を立ち上げ、摂津市内の事業所等で生産・製造・加工され、一定の基準を満たす優れた商品・技術等を摂津ブランド「摂津優品（せっつすぐれもん）」「摂津優技（せっつすぐれわざ）」として認定します。認定された商品・技術の情報を発信することにより、その知名度向上を図るとともに、販路開拓等を支援していきます。

また、ブランドの確立とさらなる技術力向上への一助となるよう認定後のさまざまな支援メニューを用意しています。

«認定のメリット»

- ◎認定商品・技術をPRするための広報費補助及び各種商談会への出展補助が受けられます。
(摂津ブランド販路拡大支援補助金：1年度あたり上限10万円、補助率1/2)
- ◎販売促進・課題解決のため専門家派遣による経営指導が受けられます。
(経営改善支援コンサルタント派遣：無料・上限3回)
- ◎摂津市及び摂津市商工会がホームページへの掲載等、情報発信を積極的に行います。
- ◎摂津市及び摂津市商工会が主催するイベント等でPRをします。
(大阪勧業展へ摂津ブランド認定委員会ブースとして共同出展予定)
- ◎「摂津優品（せっつすぐれもん）」「摂津優技（せっつすぐれわざ）」ロゴマークが使用できます。

対象

本社又は製造拠点が摂津市内にあり、その実態が1年以上ある中小企業者が生産・製造する最終商品

摂津ブランド認定基準で一定の基準を満たす商品・技術等

※申請者が一度に申請できるのは1品目とします。

※食品に関しては、別途要件があります。

(令和5年度（2023年度）については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。)

応募方法

応募期間中に申込書類を提出　※申込にあたっては、事前に摂津市商工会までご相談ください。
書類審査及びプレゼンテーションにより、中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会の審査を経て、認定します。

(令和5年度（2023年度）については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。)

問合せ

中小企業応援プロジェクト！
摂津ブランド認定委員会事務局
摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362
摂津市商工会 ☎06-6318-2800



MADE IN SETTSU



Superior Technology in Settsu

摂津ブランド認定品・認定技術紹介

平成29年度（2017年度）～令和4年度（2022年度）
認定品・認定技術



MADE IN SETTSU



Superior Technology in Settsu

人と地球にやさしい スペルト(古代)小麦のパン

企業情報

(株)リバーフィールド
〒566-0045
摂津市南別府町16-21
TEL : 06-4862-2105



<パン>

ソープトワレ

企業情報

(株)大阪エース
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-1F
TEL : 072-636-8201



<携帯用紙せっけん>

こども向け 足踏み式消毒液スタンド

企業情報

(株)三陽電設
〒566-0055
摂津市新在家1-25-14
TEL : 06-6349-5511



<消毒液スタンド>

吉祥文様 真鍮製和柄小物

企業情報

ランコーポレーション
〒566-0073
摂津市鳥飼和道2-4-10
TEL : 072-650-3220



<インテリア雑貨>



(株)トーコー

企業情報

〒566-0052
摂津市鳥飼本町2-11-33
TEL : 072-650-3010



<アルミ加工業>

アウトドア&スキンミスト

企業情報

(株)CONNY HALF
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-402
TEL : 072-665-9625



<アルコールフリースプレー>

Slapphappy Series

企業情報

(株)トゥームストーン
〒566-0044
摂津市西一津屋2-12
TEL : 06-6340-9556



<ルアー>

純銅たたき出しランプシェード
「TSUCHIME1.2シリーズ」

企業情報

山辺板金工作所
〒566-0011
摂津市千里丘東1-1-26
TEL : 072-623-3592



<ランプシェード>

アロマシール

企業情報

(株)松本製作所
〒566-0042
摂津市東別府5-1-40
TEL : 06-4862-8883



<香り付けシール>

BOSS HOBBY スクエア・プレート

企業情報

(有)岡田工芸社
〒566-0072
摂津市鳥飼西4-25-15
TEL : 072-653-3115



<玩具>

らんま職人が作る名刺入れ

企業情報

木下らんま店
〒566-0053
摂津市鳥飼野々1-27-24
TEL : 072-654-4152



<名刺入れ>

セイバーオードリンSP

企業情報

アクティプリント(株)
〒566-0062
摂津市鳥飼上4-11-25
TEL : 072-653-0937



<除菌・消臭剤>

古川皓一作バイオリン

企業情報

古川皓一バイオリン工房
〒566-0011
摂津市千里丘東1-11-21
TEL : 072-624-7648



<楽器>

まぼろしの鳥飼なす漬

企業情報

前村食品
〒566-0062
摂津市鳥飼上3-1-15
TEL : 072-654-9291



<漬物>

ソニックマスター

企業情報

(株)トウームストーン
〒566-0044
摂津市西一津屋2-12
TEL : 06-6340-9556



<釣具>

男十撫せっけん(オトナセッケン)

企業情報

(株)大阪エース
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-1F
TEL : 072-636-8201



<石鹼>

Hawk Tee (ホークティー) 85

企業情報

三島金型(株)
〒566-0046
摂津市別府1-14-17
TEL : 06-6349-8904



<ゴルフティー>

EYESPOT (アイスピット)

企業情報

(株)ブライトリバー
〒566-0044
摂津市西一津屋2-12
TEL : 06-6829-0252



<釣竿用グリップ>

Chibi丸ちゃんミラーボール

企業情報

(株)日照
〒566-0035
摂津市鶴野3-8-7
TEL : 072-634-1231



<卓上型ミラーボール>

スライドグリルスター☆「丸焼きくん」

企業情報

(株)カネタ
〒566-0064
摂津市鳥飼中2-3-11
TEL : 072-654-1637



<BBQグリル>



摂津ブランドホームページ



13. 摂津市商工業活性化補助金 ～市内商工業の活性化に！～

概要

市内の商工業の活性化を図るため商店会や商工会などが行う取組みに対して、市が費用の一部を補助をする制度です。

対象

商店会や商店連合会、商工会などが行うイベント等の取組み

«取組み例»

◎商店会における夏祭り ◎100円商店街 ◎摂津まちゼミ など

申込

補助金交付申請書を提出 ※対象となる取組みを企画している際は、事前にご相談ください。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

14. セッピィスクラッチ發行事業 ～市内商業の活性化に！～

概要

市民の購買意欲を高めるとともに、市内小規模店の販売促進、経済の好循環を生み出すため、「摂津市セッピィスクラッチ事業」を実施しています。

市内参加店舗にて商品購入または、飲食・サービスを受けたお客様に対して、500円ごとに1枚スクラッチカードを配付し、(1回の支払につき5枚まで)スクラッチ部分を削り、当選金額が出たら次回より金額相当のお買い物券として利用できる取組みです。



<令和4年度（2022年度）のスクラッチカードイメージ>

対象

市内小規模店舗（物販・飲食・一部サービス業）

申込

参加店募集期間中に参加店申請書を提出

※令和5年度（2023年度）の概要は、詳細が決まり次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

15. 先端設備等導入計画

～設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます～

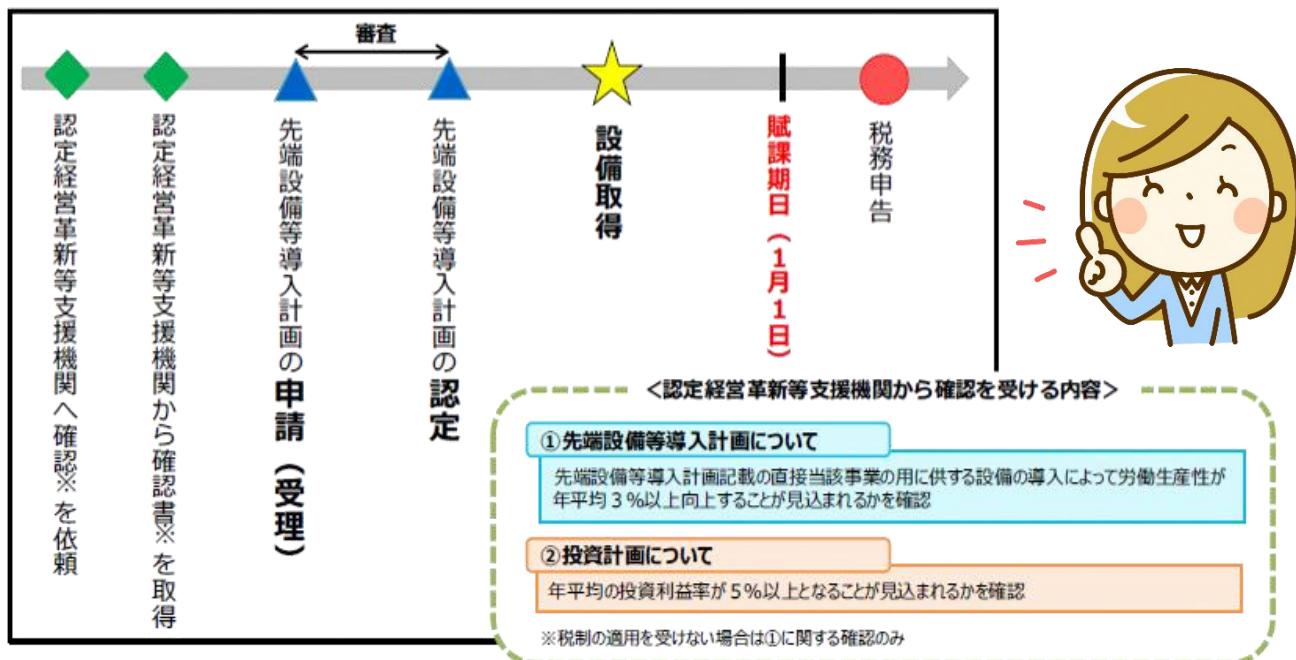
中小企業等経営強化法「先端設備等導入計画」に基づく、市内中小企業者等が本市の認定を受けて新たに行つた生産性向上に資する設備投資に係る償却資産の固定資産税は、**3年間2分の1**となります。さらに、賃上げ表明を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、**3分の1**に軽減されます。

本市では国に導入促進基本計画の同意をうけ、生産性向上の実現に取り組む市内中小企業者を支援してまいります。

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが**必須**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



摂津市の導入促進基本計画

労働生産性に関する目標	年平均3%以上向上することが見込まれること	導入促進基本計画の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日
対象地域	市域全体	先端設備等導入計画の計画期間	3年間・4年間・5年間のいずれか
対象業種・事業	機械装置・測量工具及び検査工具 器具備品・建物付属設備・ソフトウェア	投資計画について	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること

詳細は、ホームページをご覧ください

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362



雇用・労働

1. 摂津市パートタイマー等退職金共済制度 ～大切な従業員の福利厚生・雇用の安定のために～

概要

パートタイマー等退職金共済制度は、摂津市が事業主にかわってパートタイマー等に退職金を支払う制度です。

メリット① 市の制度なら安全・確実！

この制度は、摂津市が所得税法施行令で定める特定退職金共済団体となり、退職金制度が整っていない事業所にかわって退職金事業をおこなう制度です。

このような制度で最も重要なことは、制度の永続性、積立金管理の安全性、退職金に対する給付の確実性が保証されていることです。

本制度は摂津市が条例に基づいて運営していますので、上記の諸条件は十分に満たされています。



メリット② 税制面で有利！

この制度では、事務運営経費等は全額市が負担します。したがって、納められた掛金とその運用収益はすべて退職金を支給する原資に充てられ、退職金が掛金を下回ることはありません。

また、事業主が納付する掛金は、全額非課税の扱い（法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費）となります。さらに、退職金控除により、退職時にパートタイマー等従業員が受け取る退職金も非課税です。



メリット③ 国の制度と重複加入が可能！

この制度は、国の制度である中小企業退職金共済との重複加入もできます。この場合、両制度に加入し納付した掛金はその全額が非課税扱いになります。

ただし、現に他の特定退職金共済制度に加入しているパートタイマー等従業員は加入することはできません。



対象

◎事業主（共済契約者）

摂津市内に事業所を有する事業主であれば誰でも当該事業所のパートタイマー等従業員を被共済者として加入させることができます。

◎事業主（共済契約者）

継続して就労する者であれば一般従業員、パートタイマーを問わず加入できます。

ただし、事業主又は事業主と生計を一にする親族、使用人等は加入できません。

掛金

毎月の掛金は、被共済者一人につき月額2,000円で、共済契約者である事業主の負担で、前月25日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替で納付していただきます。掛金及びその運用による利益は、すべて退職金を支給する原資に充てるため、共済契約者には返還いたしません。

※正当な理由がなく振替不能が続く場合は、契約解除の扱いとなりますのでご注意ください。

■ 退職金

- ・被共済者が退職したときは、**被共済者（従業員）本人に退職金を支給します。**

支給額は、加入期間に応じて摂津市パートタイマー等退職金共済条例で規定する金額です。

※退職金等はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業主にはお支払いできませんのでご注意ください。

- ・10年以上在会している被共済者が退職したときは、被共済者に「長期在会加給金」を加算して支給します。

・被共済者が死亡による退職の場合は、その遺族に遺族一時金を支給します。

この場合の遺族一時金額は、退職金額に10,000円を加算した金額です。

- ・共済契約が解約されたときは、被共済者に退職金と同額の解約手当金を支給します。

退職金支給表（一例）

加入期間	給付額	加入期間	給付額
1年	24,100円	5年	122,900円
2年	48,400円	10年	252,200円
3年	73,000円	15年	388,200円
4年	97,900円	20年	531,100円

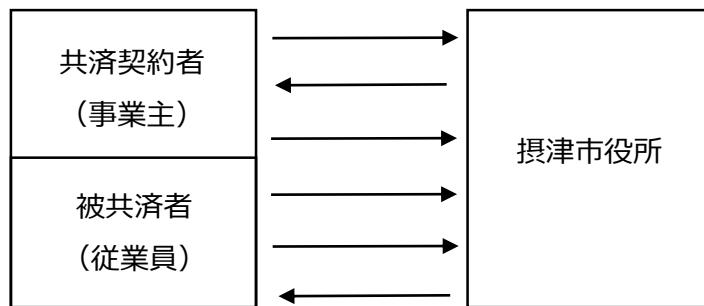
長期在会加給金給付表

加入期間	給付額
10年以上15年未満	10,000円
15年以上20年未満	15,000円
20年以上25年未満	20,000円
25年以上	25,000円

■ 申込

当制度へ加入できる時期は、年4回（毎年5月、8月、11月、2月の各1日）です。
事業主は、加入させようとする従業員の同意を取り、加入月の前月10日までに、加入申込書を産業振興課に提出してください。
追加加入の場合も上記の時期に受け付けます。

- ①加入申込み・・・・・・・
- ②市から加入者証の交付・・・・
- ③掛金の納入・・・・・・・
- ④退職の通知・・・・・・・
- ⑤退職金等の請求・・・・・・・
- ⑥市から退職金等の支給・・・・



■ 問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



2. 就職面接会 ～人材の確保に！～

概要

事業所の人材確保を支援するため、就職面接会（就職フェア）を開催しています。求人募集される事業所には、会場内にブースを設置し、求職者と直接採用面接を行っていただきます。参加費・出展料などはすべて無料です。開催日程等の詳細については、別途お問合せください。

《各種就職フェア》

◎摂津市福祉就職フェア

毎年7月頃、市内介護保険事業者との協働で、市内就労の拡大を目的に就職説明会を開催しています。

◎摂津市障がい者就職フェア

毎年9月頃、ハローワーク茨木と連携して障がい者を対象とした就職面接会を開催しています。企業のCSRにおいて障がい者雇用が重要視される今般、積極的なご参加をお願いいたします。

◎三市一町合同就職フェア

毎年1月頃、ハローワーク茨木管内の三市一町（摂津市・茨木市・高槻市・島本町）が合同で、一般求職者向けの就職面接会を実施しています。

◎摂津市おしごとフェア

毎年3月頃、ハローワーク茨木と連携して一般求職者を対象とした就職面接会を開催しています。

※令和5年度（2023年度）の参加企業の募集につきましては、通常、開催の3か月ほど前にさせていただいております。開催が決まり次第、市ホームページ等で企業募集等のご案内をさせていただく予定です。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

3. 摂津市障害者雇用助成金 ～障害者の雇用に！～

概要

摂津市在住の障害者を常用労働者として雇用する事業主に対し、雇用助成金を支給することにより、障害者の職業自立及び福祉の増進、障害者雇用の促進と安定を図ります。

支給要件

次の①～③のすべてを満たす事業主 ①公共職業安定所の紹介により、摂津市在住の障害者を常用労働者として雇用 ②すでに国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、その支給期間終了後も継続して当該障害者を雇用 ③常用労働者300人以下

※特定求職者雇用開発助成金の支給期間が終了した日から3か月以内に申請が必要です。

問合せ

摂津市 保健福祉部 障害福祉課 ☎06-6383-1374

4. みんなで学ぶワークルールセミナー

～安心して働くために！安心して働ける職場づくりのために！～

概要

三島地域（摂津市・吹田市・高槻市・茨木市・島本町）の各自治体で共同して労働問題に関するセミナーを開催しております。

大学教授等が労働に関する問題や法制度について分かりやすく解説します。

令和4年度（2022年度）の実施内容は下記のとおりです。

内容

第1回（島本町）

「労働法の基礎知識」

日時：令和4年(2022年)9月30日（金）
18時30分～20時30分

場所：島本町ふれあいセンター 視聴覚室

定員：30名

講師：京都大学 西村健一郎 名誉教授

第2回（摂津市）

「男性の育児休業取得」

日時：令和4年(2022年)10月7日（金）
18時30分～20時30分

場所：摂津市立コミュニティセンター 2階研修室3・4

定員：25名

講師：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
社会保険労務士・中小企業診断士 福田恵一 氏

第3回（茨木市）

「職場におけるパワーハラスメント」

日時：令和4年(2022年)10月21日（金）
18時30分～20時30分

場所：茨木市福祉文化会館202号室

定員：30名

講師：立命館大学 佐藤敬二 教授

第4回（吹田市）

「働き方改革とダイバーシティ」

日時：令和4年(2022年)10月26日（水）
14時00分～16時00分

場所：吹田市立勤労者会館 2階大研修室

定員：50名

講師：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
社会保険労務士 西川伸男 氏

第5回（高槻市）

「女性の活躍推進」

日時：令和4年(2022年)10月28日（金）
18時30分～20時30分

場所：高槻市立生涯学習センター 3階研修室

定員：25名

講師：大阪公立大学客員研究員
大阪市男女共同参画センター
クレオ大阪中央研究室長 服部良子 氏



※令和5年度（2023年度）については、開催が決まり次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

その他

1. 各種相談業務について ～トラブルの防止・解決に！～

概要

それぞれの分野でのトラブルの防止・解決のため、各種相談で適切な助言など行います。

内容

◎労働相談

人事、労務で悩んでいることやパワハラ・セクハラなど職場でのトラブルの対処方法などに関する助言を行います。相談は無料、もちろん秘密厳守です。事業主の方も遠慮なくご相談ください。

◎日時：毎週水曜日13時～16時

◎場所：市役所新館4階 産業振興課（相談室）

◎就労相談（地域就労支援センター）

求職中の方への助言、専門機関の紹介などを行います。

◎日時：毎週月曜～金曜日9時～17時15分

◎場所：市役所新館4階 産業振興課

◎消費生活相談

商品の購入や契約に関するトラブル、消費者の利益・安全に関する苦情・要望などに助言を行います。

◎日時：毎週月曜～金曜日9時～17時

※受付は16時30分まで

◎場所：市役所新館4階

消費生活相談ルーム（産業振興課内）

☎06-6383-2666

◎多重債務相談

司法書士・弁護士が、借金（債務）の返済・整理・解決に向けて、具体的な助言を行います。

◎日時：毎月第1木曜日（司法書士） 14時～17時

毎月第3金曜日（弁護士） 13時～16時

※いずれも事前予約制です。

◎場所：市役所新館4階

消費生活相談ルーム（産業振興課内）

☎06-6383-2666

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

2. 摂津市物産品展示コーナー ～事業所のPRに！～

概要

市では、事業所のPRや事業の紹介のために、物産品展示コーナーを設けています。展示にともなう費用は一切かかりません。

※搬入搬出にかかる費用は事業所負担になります。

内容

◎市役所1階口ビー

◎大きさ 最大縦40cm・横65cm・奥行40cm

◎重さ 5キロ程度。

◎産業支援ルーム前

産業支援ルーム（南千里丘4-35 3階）

◎大きさ 最大縦30cm・横72cm・奥行35cm

◎重さ 5キロ程度

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

3. 各課からのお願い ～ご協力をお願いします～

◎廃棄物の減量と分別にご協力を！

事業系ごみの処理は事業者の責務です。適正処理とともに、ごみ減量と分別に努めましょう。

市では、エコアクション21認証取得事業補助金交付制度や紙資源無料回収制度を設けておりますのでお問合せください。

◎「食品ロス削減」にご協力を！

フードドライブの活用、食べ物を残さず食べきるための小盛メニューなどギーバッグ（持ち帰り容器）の導入といった取り組みの実施により食品ロスの削減が図れます。

食品ロスの削減に関するイベントや情報を発信していくので、ご協力をお願いします。



問い合わせ

摂津市 生活環境部 環境業務課 ☎072-634-0210



◎野焼きの禁止について

法令で定められた基準を満たさない焼却炉や、ドラム缶等で廃棄物を燃やす『野焼き行為』は原則禁止となっています。



◎地下水の採取規制について

市では地盤沈下の防止のため、摂津市環境の保全及び創造に関する条例により、平成11年12月以降、新たに井戸を掘削し、動力を用いて地下水を採取することを原則禁止しています。

◎地球温暖化への適応策の取組にご協力を！

近年、猛暑日の増加に伴う熱中症や、頻発する異常気象による災害発生等、我々の日常生活に地球温暖化の影響が現れているため、その影響に適応するための取組が重要となってきています。

市では適応策の取組として、市内公共施設の一部に『ドライ型ミスト発生機』を設置し、熱中症予防の一環としてクールスポットの創出を促進しています。

事業者の皆様には、本市の適応策の取組についてご理解いただき、普及に向けご協力をお願いします。



登録はこちら

◎環境美化ボランティア（びかば）制度に登録しませんか

市では、市内で自主的にまちの美化活動を行っていただける方を募集しています。いつでも、どこでも、気軽に取り組んでいただける制度です。事業所としても登録可能で、登録された場合は「びかばビブス」（数量限定）をお渡しします。ぜひ、美しいまちづくりにご協力をお願いします。



問い合わせ

摂津市 生活環境部 環境政策課 ☎06-6383-1364



◎事業所で不要となったPC、携帯電話、スマホはありませんか

PC等を分解してレアメタル（希少金属）を取り出す作業を、障害者が担うことによって、障害者の就労支援につながります。ぜひ使用済小型家電の回収にご協力をお願いいたします。



問い合わせ

摂津市 保健福祉部 障害福祉課 ☎06-6383-1374

脱炭素経営を始めませんか？

概要

国は「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。市でも「摂津市地球温暖化対策地域計画」を令和4年度(2022年度)に策定し、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目標としています。

脱炭素経営とは、脱炭素化を目標とした事業方針を定め企業経営を行うことです。経営リスク低減や成長のチャンスに繋がり、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組むものです。

国や府でも、事業者における省エネ・創エネ・カーボンニュートラルの取組などを支援する補助金制度があります。

1.脱炭素化に取り組むメリット

①エネルギーコストの削減

温室効果ガス排出量の削減に貢献するだけでなく、燃料費や光熱費といったエネルギーにかかるコストを削減できる。

②優位性の構築・ブランディングの強化

知名度や認知度が向上し、自社製品の競争力の確保・強化に繋がる。

③レジリエンスの強化

太陽光発電や蓄電池システムの設置により、万が一の事態が発生した際も、速やかに事業復帰ができる。

2.脱炭素社会の実現のために何をすれば良いのか

ステップ1：二酸化炭素排出量の把握（見える化）

見える化によって、エネルギーの無駄が把握できる。

ステップ2：二酸化炭素排出量の削減

見える化によって把握した二酸化炭素排出量を削減していく必要がある。

まずは取り組みやすい対策から始め、中長期的に取り組んでいく対策についても、計画的に削減していくプランを作る。

3.削減対策の三本柱

(A)効率の良い設備の導入、既設設備の部分更新や機能の付加による省エネ

(B)バイオマスや水素などへの二酸化炭素フリーのエネルギー源への燃料転換

(C)自家発電・自家消費の再生可能エネルギーの導入



<国・大阪府による事業者向けの補助金制度のご紹介>

・省エネポータルサイト

(問合せ) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 ☎03-3501-1511 (代表番号)

・脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

(問合せ) 近畿地方環境事務所 地域循環共生圏・脱炭素推進グループ ☎06-6881-6511

・中小事業者の脱炭素化促進事業

・中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業 など

(問合せ) おおさかスマートエネルギーセンター（脱炭素・エネルギー政策課内） ☎06-6210-9254

・充電インフラ拡充事業

電気自動車（EV）の普及促進に向け、多くの府民が訪れる施設への充電設備の設置を支援する事業

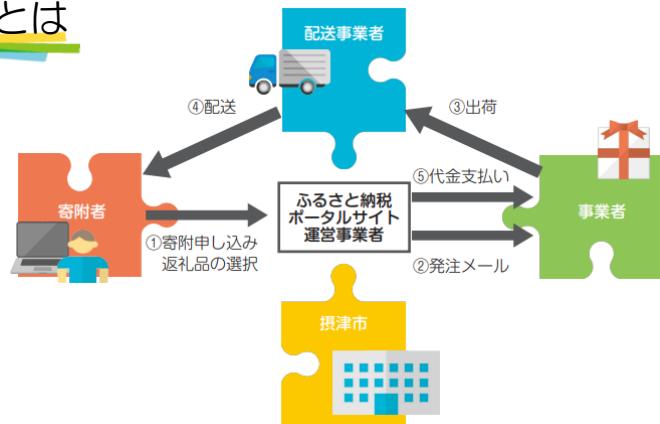
(問合せ) 大阪府 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ ☎06-6210-9586

摂津市ふるさと応援寄附金 返礼品登録事業者募集中



摂津市ふるさと応援寄附金とは

生まれた故郷や応援したい自治体に寄附できる制度



事業者のメリット

①販路拡大

全国各地にPRでき、新たな販路拡大ツールとして期待できます。



②手数料&送料不要

掲載や発送に係る費用は不要です。

基本無料



摂津市では、市の魅力発信や地場産業の活性化につながる物品及びサービス等を募集しています。

例えば、こんなものがあります。

摂津市内で生産、製造又は加工等が行われてるもの



摂津市内で提供できる体験型サービス



※総務省地場産品基準のいずれかに該当すること



ふるさと納税に関する問合せ

摂津市 市長公室 広報課

☎ 06-6383-5801

返礼品の条件等
詳しくは市HPから



4. 摂津地区人権推進企業連絡会 ～企業での「人権」の取組みに！～

概要

- ・摂津地区人権推進企業連絡会（略称：摂津人企連）は、昭和54年(1979年)7月5日に発足しました。
- ・摂津人企連は、企業の立場から、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

摂津人企連 の活動内容



年間の活動と研修支援

- 会員企業の皆様には、下記のような研修会に参加していただけます。【無料】
 5月頃 定期総会記念講演会
 8月頃 人権啓発学習会（職場内の様々な職層の方々にご活用いただけます）
 11月頃 フィールドワーク研修会（同和問題について学習）
 2月頃 ふれあい学習会（障がい者雇用に積極的に取り組む会社を訪問）
 3月頃 全体研修会（摂津市商工会・ハローワークと共に研修）
- 上部組織である「大阪企業人権協議会」が主催する「人権リーダー養成講座」の受講料を負担します。
- ご要望いただければ、事業所内での研修を行われる際に講師を派遣いたします。【無料】
※研修内容によっては、上部組織からの講師派遣【有料】をご案内する場合があります。



DVD貸出と啓発活動

- DVDの貸し出し
事業所内の教育にお使いいただける啓発DVDの貸し出しを行っております。
 また、ご希望の会員企業にはDVDプレーヤーやプロジェクターの貸し出しも行っております。
 ※所蔵タイトルについては事務局までお問い合わせください。
- 人権啓発標語の募集
2年に1度、人権啓発に関する標語を募集しています。優秀作品には、表彰状と記念品を贈呈いたします。
 また、最優秀作品は受賞後2年間、摂津人企連の封筒および啓発グッズに印刷して啓発活動に使用させていただきます。

きめ細かな情報発信



- 月次活動報告の配信
毎月の活動報告を月初めにメール配信で報告いたします。
- 人権啓発情報誌の配布
購読を希望される会員企業には、「一般社団法人部落解放・人権研究所」が発行する情報誌「ヒューマンライツ」を毎月配布します。
- 人権研修冊子や各種研修等の案内送付

年会費

20,000円

お問い合わせ

摂津人企連事務局（摂津市役所産業振興課）

TEL : 06-6383-1362

5. 摂津市商工会のご案内



経営の強い味方！ 地域密着！ メリット満載！

摂津市商工会のご案内

摂津市商工会って何だろう？

?

摂津市商工会は、市内商工業の発展を目指し、創業支援や経営に関する全般の支援、さらに摂津市を元気にするための活動（町おこし）を行っている特別認可法人です。
「商工会法」という法律に基づき、昭和37年（1962年）に誕生しました。

商工会のサービスをご紹介します！

経営面のサポート例

創業支援



おしゃれなカフェを始めたいけれど、何から手を付けるべきか分からな...
創業に関する手続方法や必要な知識、創業計画の進め方等についてサポートします！

経営相談



なかなか収益性が良くなりません。
経営に関する日々のお悩みについて商工会が一丸となって原因と解決策を提案していきます！また、経営力向上計画や経営革新計画の作成等も行っております。

事業承継



そろそろ後継者に会社を任せたいけれど、進め方がわからない。
事業承継を進める上での計画立案や手続方法についてサポートします！

販路拡大



現状より多くの取引先と取引をしたい！！！
+商工会主催の企業交流イベントへの参加や、大阪勧業展に出展料半額で出展でき、商談ツール「ビジネスモール」がご利用頂けます！

税務・経理



帳簿の付け方や、税金の仕組みがよくわからない。
記帳方法や税金の仕組みのご説明などを通じ、ご自身ができるようになれるよう親身にサポートします！

労働保険事務組合業務



従業員の雇い入れ・退職の際の手続きが大変！
従業員の雇い入れ・退職時の事務手続業務等を月額1,000円で行っております。また、事業主の特別加入や一人親方特別加入が可能です！是非ご利用ください。
※社会保険は相談のみ承ります。

さらに専門的な相談をされたい方は専門家との無料相談が可能です！

新たな販路開拓、新製品開発、コロナ禍での業態転換への支援などの多様な相談に対応！

ホームページ

SBSC
Saitama Business Support Center

QRコード

法律相談
弁護士

金融相談
日本政策金融公庫

行政相談
行政書士

知的財産相談
(一社)大阪免明協会

摂津ビジネスサポートセンター
(摂津市からの受託事業)
毎週火・木曜日 9時~17時まで
(祝日・年末年始除く)※要予約

経営相談
中小企業診断士

確定申告相談
税理士

労務相談
社会保険労務士

登記相談
司法書士

《相談例》
得意先との契約トラブルや社内トラブル、融資、働き方改革への取り組み方、法律上の許可申請、各種税法上の会計処理方法、特許申請、HP作成、クラウドファンディングやネットを活用した販路開拓など。

資金面のサポート

融資



資金面を骨太にして、経営を安定させたい！

無担保無保証人のマル経融資の斡旋や、
摂津市の融資制度へのご紹介を行って
おります。

この他にも融資がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。
※利率はすべて令和5年4月3日現在

マル経融資（日本政策金融公庫）

※経営指導期間6か月以上の中規模事業者が対象です。

利率：年1.08% 融資限度額：2,000万円

返済期間：運転資金7年以内／設備資金10年以内

メリット 無担保無保証人・低金利・融資額が大きい

新型コロナウイルス対策マル経融資（令和5年9月末日まで）

利率：当初年0.18% 3年経過後 1.08% 融資限度額：1,000万円

返済期間：運転資金20年以内／設備資金20年以内

補助金・助成金



店舗を改装して、新しいお客様に来てもらいたい！

設備投資や販路拡大など、新たな取り組みをされる方に、各種補助金・助成金等の申請につきましてサポートさせて頂いております。
※この他にも補助金・助成金がございます。
詳しくはお問い合わせ下さい。

小規模事業者持続化補助金

※名称及び補助内容等についてはすべて令和5年4月3日現在

目的：小規模事業者の販路開拓

補助金額：補助対象経費の2/3以内（上限50万円）※通常枠

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

目的：中小企業・小規模事業者等の革新的サービス開発等のための設備投資等

補助金額：補助対象経費の1/2又は2/3以内（100万～1,250万）※通常枠

事業再構築補助金

目的：ポストコロナ等の経済変化に対応する新分野展開等の事業再構築のための設備投資等

補助金額：補助対象経費の1/2以内（上限7,000万円）※成長枠

地域活性化のサポート

摂津ブランド



摂津市内の事業所等で生産・製造・加工され、一定の基準を満たす優れた商品・技術等を「摂津優品」「摂津優技」に認定し、知名度向上を図り、販路開拓を目指します。

商業



セッピィスクラッチや摂津まちゼミ等、集客を図る各種イベントを通じ、新規顧客の獲得やリピーターの確保など、市内商業の活性化事業を行っております。

工業



市内製造業の発展や活性化を目指し、最新技術に触れる視察研修会や、市役所との合同によるビジネスマッチングフェアなどを行っております。

その他のサポートや取組み

セミナー



経営に役立つタイムリーな情報について無料または格安で受講することができます。

定期健康診断



労働安全衛生法では雇用時や年1回従業員に健康診断受診を義務づけております。是非ご利用ください。

取扱共済・保険

特定退職金共済・小規模企業共済
商工貯蓄共済・中小企業倒産防止共済
火災共済・医療共済
ビジネス総合保険（旧PL保険）

青年部・女性部



45歳以下の若手経営者等で組織される青年部や、女性視点で地域貢献を考える女性部で人脈づくりができます。

優良従業員表彰



毎年、会員事業所で功績のある優れた従業員を表彰することにより、従業員の定着や勤労意欲の向上を図ります。

年賀交歓会

摂津市と共にて、毎年1月に摂津市内の企業・関係団体・行政機関等が集い新年を祝います。

様々なイベント協力

摂津まつりをはじめ、地域の様々なイベントに協力し、地域活性化を図っております。

その他にも様々なメリットや取組みを行っております。

ぜひ摂津市商工会をご活用ください。

商工会費及び労働保険事務組合業務手数料

従業員数	月額	年額	労働保険事務組合業務手数料
0人	¥1,000	¥12,000	月額 ¥1,000
1~4人	¥1,500	¥18,000	年額 ¥12,000
5~9人	¥2,000	¥24,000	労働保険料と共に一括納付。
10~29人	¥3,000	¥36,000	途中委託の場合は、月割計算で年額を一括納付。
30人以上			

お問合せ・お申込先

摂津市商工会

〒566-0021

摂津市南千里丘4-35 3階

TEL: 06-6318-2800

FAX: 06-6318-2555

HP: <https://www.settsu-sci.jp>

Email: info@settsu-sci.jp

営業時間：平日 9:00-17:15

※土日祝日は休館



※建物1階有料駐車場有（25台）
ご相談でご来館の方は1時間無料

6. その他の支援情報等

新たな情報は…

便利帳に掲載している制度のほか、新たな情報は、摂津市ホームページに随時掲載いたしますので、ホームページをご確認ください。



摂津市ホームページ

また、摂津市では、市の魅力をより一層多くの方に伝えられるよう、LINEで情報発信をおこなっています。イベント情報や市のお知らせのほか、災害時などには緊急情報を発信します。ぜひ摂津市アカウントの「友だち追加」をお願いします。



摂津市公式LINEの登録はこちら



LINEに関する問合せ

摂津市 市長公室 広報課 ☎06-6383-5801

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報は…

経済産業省のホームページでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所の皆様に活用いただける支援策をパンフレットにまとめて掲載しています。最新情報も随時更新されていますので、ぜひご確認ください。

※パンフレットに掲載されている制度の内容につきましては、パンフレット各ページの下部に記載の問合せ先にお問合せいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



詳細は、経済産業省ホームページをご確認ください。

